

群馬県情報公開審議会

会議開催のお知らせ（「情報公開審議会の会議の公開に関する取扱要領」第3に基づき会議開催の事前公表）

「第25回群馬県情報公開審議会」を開催します。

日時

平成30年1月11日（木）13時30分から15時30分まで

会場

群馬県庁161会議室

内容

- ・ 会長選出
- ・ 会長職務代理者指名
- ・ 群馬県の情報公開制度について
- ・ 群馬県情報公開条例の施行状況について
- ・ 審議会等の情報公開について
- ・ その他

情報公開審議会の傍聴

- ・ 会議は原則として公開します。ただし、会議の中で非公開の議決をした事項の審議は、非公開とします。
- ・ 傍聴定員 5名（先着順）
- ・ 傍聴の受付は、会議開始の30分前から開始します。なお、受付開始時点において定員を超えている場合は抽選となります。

機関の名称「群馬県情報公開審議会」

群馬県情報公開審議会は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第10条に規定された機関であり、条例に規定する次の事項について調査審議し、又は実施機関に意見を述べます。

- ・ 情報公開に関する重要な事項
- ・ 「情報の公表に対する申出（注）」に関する事項（条例第6条関係）
- ・ その他情報公開に関し、実施機関から諮詢を受けた事項（行政不服審査法に基づく不服申立てに関するものを除く）

（注）『情報の公表に対する申出』とは

県民の皆さんが、県が義務として行う「情報の公表」に関して、「こういう項目について情報を公表してほしい」、「こういう内容について情報を公表してほしい」など、情報公開審議会に申し出ることができる制度です。

メンバー構成

学識者、事業者、マスコミの委員（5名）から構成されています。

→第8回委員名簿はこちらです。

審議会の規則・要領等

1. 群馬県情報公開審議会規程
2. 群馬県情報公開審議会運営要領
3. 群馬県情報公開審議会の会議の公開に関する取扱要領
4. 群馬県情報公開審議会の傍聴要領

これまでの審議会開催結果

これまでの審議会開催結果一覧		
開催日等	議題等	審議概要等
第24回 平成29年1月12日 群馬県庁第171会議室	1. 県長センターの在り方について 2. 群馬県情報公開条例の施行状況について 3. 審議会等における会議の公開について 4. その他	■第24回審議会議事概要
第23回 平成27年11月12日 群馬県庁第171会議室	1. 群馬県の情報公開制度について 2. 群馬県情報公開条例の施行状況について 3. 群馬県情報公開条例の改正について	■第23回審議会議事概要
第22回 平成27年3月10日 群馬県庁第241会議室	1. 群馬県情報公開条例の施行状況の報告について 2. 審議事項 3. その他（マイナンバー制度について）	■第22回審議会議事概要
第21回 平成25年12月25日 群馬県庁第161会議室	1. 群馬県の情報公開制度について 2. 群馬県情報公開条例の施行状況について 3. 「公文書提供制度」の施行状況について	■第21回審議会議事概要
第20回 平成24年9月5日 群馬県庁第161会議室	1. 「公文書提供制度」の施行状況について 2. 交付媒体等の見直しについて（規程改正の検討） 3. 群馬県情報公開条例の施行状況について	■第20回審議会議事概要
第19回 平成23年12月27日 群馬県庁第161会議室	1. 群馬県の情報公開制度について 2. 「公文書提供制度」の検討について 3. その他	■第19回審議会議事概要
第18回 平成23年9月26日 群馬県庁第151会議室	1. 「公文書提供制度」の検討について 2. 群馬県情報公開条例の施行状況について 3. その他	■第18回審議会議事概要
第17回 平成23年8月5日 群馬県庁第151会議室	1. 公社・事業団等との随意契約に係る情報公開について 2. 「公文書提供制度」の検討について 3. 群馬県情報公開条例の施行状況について	■第17回審議会議事概要
第16回 平成22年12月24日 群馬県庁第151会議室	1. 「行政文書提供制度」の検討について 2. その他	■第16回審議会議事概要
第15回 平成22年7月29日	1. 複数回請求公文書等への制度的対応について 2. 群馬県の情報公開制度について 3. 県民意見提出制度について	■第15回審議会議事概要

開催日等	議題等	審議概要等
群馬県庁第141会議室	4. その他	
第14回 平成21年12月18日 ぐんま男女共同参画センター	1. 会長選出 2. 会長代理指名 3. 群馬県の情報公開制度について 4. 県意見提出制度について 5. 今後の検討課題について 6. その他	■第14回審議会議事概要
第13回 平成21年7月30日 ぐんま男女共同参画センター	1. 群馬県情報公開条例の施行状況について 2. 県民意見提出制度の実施状況について 3. 群馬県情報公開条例等の一部改正について(報告) 4. その他	■第13回審議会議事概要
第12回 平成20年11月18日 群馬県庁第141会議室	1. 情報公開条例等の一部改正について 2. その他 ・ファクシミリによる公文書開示請求受付の試行結果について	■第12回審議会議事概要
第11回 平成20年6月27日 群馬県庁第141会議室	1. 情報公開条例の一部改正について 2. 情報公開条例の実施状況について	■第11回審議会議事概要
第10回 平成19年12月18日 群馬県庁第2特別会議室	1. 会長選出 2. 会長代理指名 3. 群馬県情報公開条例の施行状況について 4. 県意見提出制度について 5. 群馬県情報公開条例の見直しについて 6. その他	■第10回審議会議事概要
第9回 平成18年5月24日 群馬県庁第21会議室	1. 県民意見提出制度の見直し等について 2. 情報公開条例の施行状況について	■第9回審議会議事録(PDF: 36KB)
第8回 平成18年2月6日 群馬県庁第21会議室	1. 県民意見提出制度の見直し等について	■第8回審議会議事録(PDF: 31KB)
第7回 平成17年10月11日 群馬県庁第295会議室	1. 県民意見提出制度の見直し等について	■第7回審議会議事録(PDF: 45KB)
第6回 平成17年7月25日 群馬県庁第2特別会議室	1. 群馬県の情報公開制度の概要について 2. 県民意見提出制度の見直し等について 3. 情報公開条例の見直し等について 4. 情報の公表の見直し等について	■第6回審議会議事録(PDF: 36KB)
	1. 情報公開条例の見直し等について	■第5回審議会議事録(PDF: 27KB)

開催日等	議題等	審議概要等
第5回 平成16年11月2日 群馬県庁第23会議室	2. 情報公開条例の施行状況について	
第4回 平成15年7月7日 群馬県庁第21会議室	1. 会長選出 2. 会長代理指名 3. 情報公開制度の運用状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長を選出</li> <li>会長代理を指名</li> <li>情報公開制度の運用状況について事務局が説明し、質疑が行われた。</li> </ul>
第3回 平成15年3月17日	1. 情報公開制度の運用状況について 2. 「みんなの情報公開研究会」における検討について	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開制度の運用状況について事務局が説明し、質疑が行われた。</li> <li>「みんなの情報公開研究会」における検討とりまとめについて事務局が説明し、質疑が行われた。</li> </ul>
第2回 平成14年2月27日 群馬県庁第21、22会議室	1. 情報公開制度の運用状況について 2. ボランティアとの協働について	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開制度の運用状況について事務局が説明し、質疑が行われた。</li> <li>ボランティアとの協働について意見交換を行った。</li> </ul>
第1回 平成13年6月11日 群馬県庁第21、22会議室	1. 会長選出 2. 会長代理指名 3. 審議会の運営について 4. 群馬県における情報公開制度について 5. 情報公開制度の運用状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長を選出</li> <li>会長代理を指名</li> <li>審議要領、会場の公開に関する取扱要領及び傍聴要領が決定された。</li> <li>群馬県における情報公開制度とその運用状況について事務局が説明し、質疑が行われた。</li> </ul>

## このページについてのお問い合わせ

生活文化スポーツ部県民センター  
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1  
電話 027-226-2271  
FAX 027-223-2944  
E-mail kenminsen@pref.gunma.lg.jp  
迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部(@pref.gunma.lg.jp)を画線化しております。

## 群馬県情報公開審議会委員名簿

※ 五十音順、敬称略

## 群馬県情報公開審議会委員名簿 (第8期)

氏名	役職等	備考
雅興川陽子	会社役員	
片岡美澄	大学准教授	
清水直樹	会社員 (マスコミ関係)	
西村淑子	大学教授	会長
長谷川亮輔	弁護士	会長代理

(任期：平成27年10月1日～平成29年9月30日)

[<群馬県情報公開審議会のページにもどる>](#)

## このページについてのお問い合わせ

生活文化スポーツ部県民センター  
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1  
電話 027-226-2271  
FAX 027-223-2944  
E-mail [kenjinsen@pref.gunma.lg.jp](mailto:kenjinsen@pref.gunma.lg.jp)  
速感メール対策のため、メールアドレスの一部 (@pref.gunma.lg.jp) を画像化しております。

## 第24回情報公開審議会議事概要

1. 日時 平成29年1月12日(木) 13時20分～15時15分
2. 場所 群馬県庁第171会議室(県庁17階)
3. 出席者 情報公開審議会委員5名、事務局6名
4. 議題  
(1) 県民センターの在り方について  
(2) 群馬県情報公開条例の施行状況について  
(3) 審議会等における会報の公開について  
(4) その他

## (1). 県民センターの在り方について

(西村会長)

事務局から、まずは説明をお願いします。

■事務局から、「資料1」に基づいて説明を行った。

(西村会長)

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

(雅楽川委員)

県民センターの場所については、私も行く時に分からなかったもので、一般の人が来てよいのであれば、現在の場所を移動しないとしても肩書きの「県民センター」だけの案内ではなく、ぐんまちゃんと一緒に表示されたものなど、もっと緩やかな感じの案内がもう少しあってよいのかなと思いました。

(清水委員)

増設が2階ということが入りづらいと思うので、誘導策などを検討する必要があると思います。

(事務局)

1階から上がる階段付近に「県民センター」という案内を出していますが、少し分かりづらいのかもかもしれません。

(片岡委員)

県民センターは資料も非常に充実していて、事業者も利用でき、学生も調べ作業をするのに良い場所で、私も身も活用したいと思いました。県民センターがあることは非常に重要であると感じたところですが、先ほど御指摘があったように、場所が分かりづらいということが一番の印象です。確かに「県民センター」と書かれている案内がありますが、現状では受付に聞かないと分かりづらい状態ですので、もう少し分かりやすくすることが必要だと感じました。また、今回の審議会があって私も初めて県民センターを知りましたが、ほかの県民の方もそうですが、お土産を買いたい方や情報を知りたい方に対するPRとして、来庁した時にぐんまちゃんの看板があって、県民センターでグッズも買えるという案内があったり、展望ホールに来られる方も多いと思うので、そちらにも案内を出すことなどにより、もっと利用していただけるのではないかと思います。

(西村会長)

事務局の説明の中で、過去に県民センターの運営に関する検討会を開催して議論したことがあるということですが、この検討会は今後開かれる予定はないのですか。

(事務局)

平成21年度に7回、その後平成22年度と平成23年度に1回ずつ開催して、この検討会は終了しました。そのため、現時点でこの検討会を開催する予定はありません。

(西村会長)

今回、在り方を検討するに至った前提として、所屬で色々検討をされたと思いますが、それをやるきっかけは何かその必要性を感じたということでしょうか。

(事務局)

利用客数が極端に減っている訳ではないのですが、多かったときと比べると少ない状況が続いています。それから、県民センターが分かりづらいという話も部内の検討でも出ておまして、その分かりづらさを解消するためにはどうしたらよいかを検討しているのですが、どうしても我々だけでは、お金の話が先に来てしまいますので、そういう先入観や決めつけ無しに意見を出す必要があるのではないかと感じているところです。

今回の審議会で、一種の情報公開という側面からと、外部の立場からという2つの観点から御意見をいただけるのではないかと思います、お聞きさせていただきました。

(西村会長)

これまで利用者から意見や要望などを集めたことはありますか。

(事務局)

色々な方から御意見を伺いたいことから、今年度の12月に1ヶ月間、県民センターにアンケート箱を置いてみましたが、あまり意見が入らなかったのが参考になるかどうか分かりませんが、利用していただいた方からは、色々なコーナーがあって充実している、こういう風に資料が揃っているところはあまりないので、継続して欲しいという意見を幾つかいただきました。

(雅楽川委員)

それは利用した方の意見であって、利用されていない方の意見はないということですよね、そうすると偏った意見になってしまうかもしれないですね。

(事務局)

今回は利用している方からの回答でしたが、その内容は極端に2つに分かれていました。一方は、いつも県民センターを使っているので、このサービスを継続してもらいたいというもの、もう一方はかなり否定的な意見を出されたものです。そのため、我々が知りたいと思っているような「ここをこういう風にしたい方がよいのではないか」という意見は、そのアンケートでは、ほとんどありませんでした。

(雅楽川委員)

県として欲しい意見は、存続させるかというより、どう改善したらよいかというものでしょうか。

(事務局)

資料1のとおり、幾し方がよいと考えているものがほとんどですが、ただし、それが本当に利用者にとって使いやすい状況なのかという視点や、もっと違う種類の資料があった方がよいのではないかとということなど、そういう意見が欲しいという気持ちも正直なところがあります。

(雅楽川委員)

そうすると案内の方がもう少し外へ出た方がよいのではないのでしょうか、せっかくお金を払っているのであれば、もう少し外に出たり活気を持ってやってもらった方がよいのではないのでしょうか。

(事務局)

正直なところ、県民センターの方から「こういう業務で」と提示して、それに対して業者が金額を示して契約をしていることから、割と低い額での契約になっている状況でありまして、県からはっきり示された以上のことはやれないという感じがあります。

(雅楽川委員)

割と低いというのは特設にしたらくら位なのでしょう。

(事務局)

実際に払っている金額は、分かりません。個々の労働契約まで見ていないので分かりませんが、給与はそれほど高くないだろうと思っています。

(雅楽川委員)

一度は交渉し直した方がよいかもしれませんが、役割について「こういうこともしていただきたい」とか、それから、ぐんまちゃんグッズですが、前に見たときよりも倍以上の広さになっているので、売れているということですよね、やはり、欲しい方も多くいらっしゃるようですので、もう少しぐんまちゃんグッズもアピールされた方がよいのかなと思います。

(長谷川委員)

私もぐんまちゃんグッズを県に来たことが一度ありましたが、奥に行政資料があるとは知りませんでした。あれだけの行政資料を自由に見ることができるようになっていることは素晴らしいことだと思いますが、私も含めて、あそこには行政資料が置いてあるということを知らない人が多いと思いますので、何らかの機会に、県民センターに行けばこういう行政資料を見ることができるということをアピールしていただくのがよいのではないかと思います。それから、何の目的もない人に寄ってもらうことを目指すのか、ということも考える必要があると思います。ぐんまちゃんグッズを充実させれば、何となくそれを県に来た人が、ほかにも自分が行くこともあると思いますので、そういう意味で、あそこには情報発信コーナーを置くのはよいアイデアかもしれませんが、県民センターは、基本的には情報公開請求や行政資料を見るときといった目的を持って来る方のための場所だとすれば、情報発信コーナーの立派なパネルなど、あそこには置くためにあのパネルを作ったのだとしたら、少しもったいないと感じました。私はそうする必要はないと思っていますが、目的がない人も来てもらいたいのか、その辺のコンセプトを考慮されたらよいのではないかと思います。

(西村会長)

どこまで手間暇をかけて充実させるかですが、私は、群馬県の様々な情報を調べることができるのであれば、学生に利用させてそういう研究をするように励めまし、私自身も何か調べ物をするのに利用して活用できればと思います。県民センターは、1階でやるイベントのついでに寄ってもらおうということでのいいのか、群馬県の資料館ということで資料を充実させていくことを考えるのか、どのように県民センターを活用させるべきなのか少し考える必要があると思います。

(事務局)

今回検討するに当たって、所内でも考えていたところですが、現時点では資料1で示したところまでが検討の結果です。ただし、外部の方に意見をいただいて、どういう方向性がよいのではないかと、情報公開条例の視点から情報の公表や情報の提供のコーナーをもう少し増やした方がよいのではないかと、そういう御意見をいただければ、所内で検討したいと思っております。

(片岡委員)

資料を収蔵してしまうと、目的のものがある人にとっては良いと思いますが、学習目的で訪れる方にとっては、現状のように開架式になっていの方が見やすいと思いますし、情報公開という視点でも、現状の開架式がよいのかなと思いました。また、収蔵してしまうと案内員の専門性が必須となります。物知りステーションなどは、観光案内の側面もあり、あねはあれて良いと思いますし、本当に行政資料を調べたい方と、お土産など、くまちゃんグッズや観光情報などライトな情報を知りたい方と、それぞれに対して知ってもらうための工夫をした方がよいと思います。例えば、案内員の業務を見直す中で、県庁にいられた方を案内するツアーみたいなものを作って、その時に県民センターを最後に案内して、グッズの販売やパンフレットなどに誘導してもよいのかなと思いました。観光のような形で誘導することや、開架資料を専門的に調べたい方のために、それはしっかりと残しておくというような感じで考えてよいのではないかとと思いました。

(清水委員)

3階にも観光情報があると思いますが、それと県民センターとの棲み分けはどのように考えていますか。

(事務局)

3階は観光情報であり、県民センターは事業のチラシなど、県の事業として知って欲しいものを配架しているのですが、置かれているものも多ります。

(清水委員)

双方で、それぞれに誘導するような案内も必要ではないかと思えます。

(片岡委員)

現在、展望に県民センターの案内はありますか。

(事務局)

無いです。展望には案内員が一人いて、そこでよくある質問としては、「あの山は何ですか」とか「ここからスカイツリーは見えますか」とか、そういうことに応えております。それから、展望には、保育園の園児などが、園の行事で来ることが多いのですが、階段などで危ないことも多るので、そういう時に注意したりすることが多くなっています。

(片岡委員)

表示などでも構わないので、県民センターには行政資料やパネル、パンフレット、グッズの販売があるという案内があるとよいのではないかと見えます。

(雅楽川委員)

逆にくまちゃんのお店を展望に上げてしまうというのはどうでしょうか。

(事務局)

以前、ワゴンみたいなものを置いて売ったこともあったようですが、あまり売れなかったということと、生協から離れるので商品管理が大変だったということもあって、展望はやめて県民センターでの販売になったという経緯があるようです。現状の2階ですと、生協からの依頼を受けて、県民センターがお金のやり取りをやっていますが、展望ですとそれができなくなってしまいます。

(西村会長)

色々な企画展示がありました。これは県民センターから各所属に依頼して定期的に展示をしているのでしょうか。

(事務局)

はい。県民センターから各所属に対して、上期と下期に分けて照会し、希望された所属から事業の時期と合わせた期間で申し込みがありますので、その各所属の希望をうまく組み合わせ、展示しています。

(西村会長)

先ほどは、あまりじっくりと見ることができませんでしたが、一般的にあのような展示はつまらないことが多いので、ふらっと来た方が興味を持ってもらえるようなテーマであるとか、見せ方とか、ある意味で各所属にとっては負担になる部分もあると思いますが、そこに工夫の余地が

あると思います。群馬県の活躍したスポーツ選手など、好きな人にとってはすごく興味を持つものかなと思いました。ただ漠然と各所属に照会するのはなく、その時期ごとにテーマを設定するなどして、見せ方を工夫するのがよいと思いました。

(雅楽川委員)

そもそもあの1つの部屋に専門家と一般の人が出入りすることができる空間ということに、そのコンセプトは何だろうと疑問に思います。

(片岡委員)

県民センターへの来庁者の内訳は、グッズや観光情報を少し見たいといった入口側を目的とする方と、行政資料コーナーを目的とする方で、印税としてどれ位の比率になりますか。

(事務局)

奥まで行く人は指定の方が多くて、調剤会社の方が医療法人や社会福祉法人の決算書などを見に来ることなども多いのですが、人数としては、入口側の方が多いです。この年末年始でも、子ども連れのお家族の方が多かったように思えます。

(片岡委員)

S対2くらいですか。

(事務局)

入口側の方は滞在時間が短いですが、奥の方に行く方は時間をかけて長く居る感じではあるのですが、人数の割合となると8対2又は7対3という印象です。

(西村会長)

受付で何か書いたりしていませんが、カウントしたりするのですか。

(事務局)

はい。

(雅楽川委員)

これについては、部内でも少し検討した方がよいのではないのでしょうか。きちんとPDCAを立てて、何が課題なのか、どう行動しようかを考えて、その上で分からないことを一般の人や専門家に聞くという感じで進めた方がよいと思います。

(西村会長)

これは、今後いつまでに案をまとめて改悪しようとしているのでしょうか。

(事務局)

今年度末までに今後の方向性として在り方をまとめまして、半年度以降に実際に改竄したり、必要があれば予算要求をするという考えです。そのため、今年度末までに庁内で意見を聞いたりして考えをまとめていく予定です。

(雅楽川委員)

県庁は、年明けに動くことが増えたように思います。もう少し計画を立てて、1年かけてアンケートをとるなど考えた方がよいと思います。

(西村会長)

あとは、学生たちが調べるために利用させていただくとすると、開架資料とは別にデータベースのようなものがあって、パソコンで色々なデータを見ることができるようになっていると、より良いと思います。

(長谷川委員)

情報発信コーナーは内容もそうですが、あれは一般の方に見ていただきたいのであれば、人気があるくまちゃんグッズを奥にして必ずそこを通過するように配置してもよいのかなと思いました。

(西村会長)

各委員から様々な御意見がありましたので、是非部内で検討していただいて、どのように改善をしたか実際の変更点などを今後開かせたいければと思います。

(事務局)

色々御意見を頂きましたので、その点について検討したり庁内の意見を聞いたりして、年度末までに方向性をまとめていきたいと思えます。

(西村会長)

では、本説明への御質問、御意見は終了したいと思います。

## (2) 群馬県情報公開条例の施行状況について

(西村会長)

続いて、議事の(2)「群馬県情報公開条例の施行状況について」事務局から、説明をお願いします。

■事務局から、「資料2」に基づいて説明を行った。

(西村会長)

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

(西村会長)

請求拒否とは、どのようなものがありますか。

(事務局)

請求拒否の例としては、悪意のある請求などで、権利の濫用に当たるものは請求を拒否することがあります。

(西村会長)

不存在や存否応答拒否、取下げの件数は、どのような内訳でしょうか。

(事務局)

詳細な資料が手元に無いので大まかな内訳ですが、不存在が大半を占めていて、取下げが30件前後、存否応答拒否が10件前後といった状況です。

(西村会長)

近年、訴訟になったケースはありますか。

(事務局)

平成13年前には何件かありましたが、最近ほとんど無いと思います。ただし、今年度に入ってから審査請求なく訴訟をするという話を聞いた案件がありました。訴訟になった場合、県民センターに報告することになっていないものですか、こちらで承知していないものがあるかもしれません。

(長谷川委員)

公文書提供制度について、申出件数も提供した公文書数も増加しているということですが、その理由は、制度の対象となる公文書が増えたからなのか、制度の周知などにより請求者が増えたからなのか、両方あるとは思いますが、どのように分析されていますか。

(事務局)

この制度を利用する方が求める公文書として圧倒的に多いのが食品営業許可関係と理美容所等構造確認関係になりますが、その件数が増えていることが主な理由だろうと考えております。一方で、制度の対象となる公文書の主なものをリスト化してホームページに掲載しておりますが、制所を所管する県民センターとしても対象公文書を増やすべく各所属に働きかけをしていますが、今のところ新たに対象とした公文書で二重の多いものはあまりないが実情です。

(西村会長)

不存在等件数について、平成25年度が300件、平成26年度が211件ですが、昨年度は155件と減少しているのは何か考えられる理由がありますか。

(事務局)

例えば、請求された公文書が、何らかの申請内容をまとめたものであって、その申請が当該月に発生しなかった場合に、作成も取得もしていないことを理由に不存在になるケースがありますが、そのような請求が多ければ、不存在決定の件数が増えます。また、窓口での請求であれば、その場で公文書の有無を確認してから請求にいたる場合が多いので、請求者が求める公文書を保有していない旨をその理由と共に当該請求者に説明することで、請求者が納得して開示請求をしないケースもあります。一方で、事前に確認をせずにFAXや電子申請などで請求するケースもありましたので、その場合、事前のやり取りがないことから、不存在決定の件数が増えることに繋がると思います。

(西村会長)

本来保存すべき文書が保存されていないために不存在になるケースが多いことは問題だと思います。文書によっては、本来は保存期間を定めておかなければならないと思いますが、それが定められておらず破棄してしまったとか、この不存在決定の内訳は、どのようなものでしょうか。その公文書が当然に存在しないものなのか、過去には存在したが請求時点では存在しなかったものなのか、そういったことは分かりますか。

(事務局)

本条例に基づいて決定した決定通知書の写しを県民センターで取りまとめているのですが、それを見る限り、当該公文書が廃棄済みであることを理由とした不存在はほとんど無い状況です。圧倒的に多いのは「作成も取得もしていない」という理由によるものです。

(片岡委員)

公文書開示審査会における諮問案件の処理状況ですが、繰り越し件数が毎年一定数あると思いますが、どのような状況により繰り越されるのでしょうか。

(事務局)

公文書開示審査会は外部委員で構成する審査会ですが、各案件の審査は1回限りではなく複数回にわたります。また、対象公文書の分量が大層であれば、それだけ審査の回数を増やして各情報の非開示情報該当性を審査しています。そのため、職務が集中的に審査をするような性質のものではないことから、どうしても時間がかかってしまう状況であります。また、短期的なことを考えると、審査請求自体も年度当初に新規案件がすべて出そろうわけではありませんので、審査請求がされた日によっては確実に繰り越すものが出てきます。

(西村会長)

平均的な審査期間はどれ位でしょうか。

(事務局)

各案件ごとに審査に要する時間が大きく異なります。明らかに存在しない公文書を不存在とした事実であればそれ程の時間を要しませんが、膨大な量の公文書で黒塗り部分が大層であれば、その一つ一つの黒塗りについて原処分の判断が妥当であるかを条例に照らして審査しますので、審査会で何回審査するかによって、最終的な審査期間が変わってくるというのが実情です。

(西村会長)

1年以上のものも結構あるのでしょうか。

(事務局)

審査会の開催が1か月から2か月に1度の開催ですので、黒塗りが多い事案で、5、6回審議することになれば、審査の期間だけでかなりかかります。また、審査の前に、それぞれの当事者から主張書面を出してもらう期間を要するので、それらを含めると1年以上かかるものも発生します。

(西村会長)

平成27年度は、例年よりも繰り越し件数が多いですね。

(事務局)

昨年度の不服申立ては、下期にされたものが多かったように思います。なお、現在もそうですが、公文書開示審査会は平成17年度から平成27年度頃までは諮問件数が多く2つの部会で審査していたため、年間20件程度処理ができておりました。あとは諮問案件が少ない年もありますが、繰り越しの件数などはその年の状況によって様々です。

(西村会長)

ほかに疑問等がなければ、続いて「県民意見提出制度の実施状況」について事務局から、説明をお願いします。

■事務局から、「資料3」に基づいて説明を行った。

(西村会長)

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

(片岡委員)

意見に対して原案の修正を行ったものも行っていないものがありますが、修正するか否かの判断は、実施主体である各所属がするのでしょうか。

(事務局)

基本的には各所属で判断しています。

(清永委員)

意見がゼロという案件も多いので、各所属でさらなる工夫が必要だと思いますが、どのように考えていますか。

(事務局)

条例や規則の一部改正など、一強の方が意見を出しづらい内容のものもあるので、周知方法の工夫により意見を出してもらうようにするには、ある程度限界があると感じることもあります。

(堀堀川委員)

具体的には、どのような方法で周知していますか。

(事務局)

ホームページへの掲載、県民センターや行政相談事務所への配架、実施主体の所属や関係する地域機関での配架などをしています。

(事務局)

また、その分野の関係団体がある場合には、当該団体に周知したり、関係する審議会の委員に周知するケースもあります。

(長谷川委員)

県が原案を作成するに当たって、事前に関連団体と協議して作成しているから、関連団体からハブコメで意見が出ないような状況もあるのではというか。

(事務局)

おそらく、そういうものもあると思います。

(長谷川委員)

ハブコメの実施は各所属で判断していると思いますが、県民センターで選別することはないのでしょうか。

(事務局)

要綱で実施を義務付けているものもありますが、それに該当しないものでも所属の判断でできるようになっていますので、県民センターから各所属に対して「この案件はハブコメをやらなくてもよいのではないか」と言うようなことはありません。ちなみに、県民センターでは、各案件におけるハブコメの実施が義務なのか任意なのかの確認を今まではしていませんでしたが、今年度からその報告を求める様式に改正していますので、その所属の判断が分かるようにしています。

(西村会長)

ほかに質問等なければ、以上をもって、本議題への御質問、御意見は終了したいと思います。

### (3) 審議会等における会議の公開について

(西村会長)

事務局から、まずは説明をお願いします。

■事務局から、「資料3」に基づいて説明を行った。

(西村会長)

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

(西村会長)

全体的な傾向としては、平成26年度よりも平成27年度の方がより会議の公開が進んでいることが資料から分かりますが、会議結果の概要として一部しか公開していないものは、会議の性質によって公開が進まないものなのか、そうではないのか、どのような状況になっていますか。

(事務局)

会議の性質によって一部分のみの公開にならざるを得ないものもあると思いますが、状況については分析できていません。

(西村会長)

その辺について、今後分析していただければと思います。

(雅幸川委員)

会議の公開が進んだのはよかったと思いますが、まだ完全ではないので、庁内への周知を工夫するなど継続して取り組んでいただき、さらに改善を続けていくことができれば、より公開率が上がると思います。

(西村会長)

ほかに質問等なければ、以上をもって本議題への御質問、御意見は終了したいと思います。

### (4) その他

(西村会長)

最後に、議事の4「その他」についてですが、事務局から説明をお願いします。

■事務局から、「資料5、6」に基づいて説明を行った。

(西村会長)

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

(西村会長)

特にないようですので、以上で予定しておりました議題はすべて終了しました。委員の皆様方には、本審議会の円滑な運営に御協力頂きありがとうございました。

以上をもって議事を終了し閉会した。

#### 資料

- 県民センターの在り方について 資料1 (PDF: 430KB)
- 公文書開示等の実施状況 資料2 (PDF: 199KB)
- 県民意見提出制度の実施状況(27年度) 資料3 (PDF: 192KB)
- 審議会等における会議の公開について 資料4 (PDF: 137KB)
- 群馬県情報公開条例の一部を改正する条例新附対照表(平成28年群馬県条例第25号) 資料5 (PDF: 111KB)
- 群馬県情報公開条例の一部を改正する条例新附対照表(案) 資料6 (PDF: 65KB)

#### このページについてのお問い合わせ

生活文化スポーツ部県民センター  
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1  
電話 027-226-2271  
FAX 027-223-2944  
E-mail kenminsen@pref.gunma.lg.jp  
迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部(@pref.gunma.lg.jp)を隠蔽化しております。